

重要事項説明書（計画相談支援）

この重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条の規定に基づき、事業所の概要や提供される相談支援サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

目 次

1. 事業者.....	2
2. 事業実施地域.....	2
3. 営業時間.....	3
4. 職員の体制.....	3
5. 職員の職務内容.....	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
7. サービスの利用に関する留意事項.....	5
8. サービス提供の記録等.....	5
9. 個人情報・秘密保持.....	5
10. 相談窓口・苦情対応.....	5
11. 事故発生時の対応.....	6
12. 非常災害時.....	6
13. 禁止行為.....	6
14. その他.....	6

公益財団法人横須賀市健康福祉財団

よこすかヘルパーステーション

当事業所は特定相談支援事業者の指定を受けています。

1. 事業者

事業者名	公益財団法人横須賀市健康福祉財団
代表者名	理事長 永妻 和子
事業所の名称	よこすかヘルパーステーション
事業所の所在地	横須賀市三春町2丁目12番地 三春コミュニティセンター内
事業所の種類	指定特定相談支援事業所・平成26年4月1日指定 1431901576
管理者	新倉 仁
設立年月日	平成26年4月1日
連絡先	電話番号 046-828-4477 FAX番号 046-822-7051
事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、指定特定相談支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、障害福祉サービスを利用する障害者に対し、適正な指定計画相談支援を提供することを目的とする。
事業所の運営方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施する事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行う。 ・ 事業の実施にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行う。 ・ 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 ・ 事業の実施にあたっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。 ・ 事業の実施にあたっては、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。 ・ 事業の実施にあたっては、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。 ・ 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守する。
事業所が行っている他の業務	介護保険訪問介護、第1号訪問介護 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援

2. 事業実施地域

横須賀市全域

3. 営業時間

営業日	月～金（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）
受付時間	月～金 8時30分～17時
サービス提供時間帯	月～金 8時30分～17時

4. 職員の体制

職 種	職員体制
管理者	常勤 1名
相談支援専門員	常勤 4名

5. 職員の職務内容

職 種	職務内容
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none">基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を行う。障害福祉サービス等の利用にあたり、横須賀市が支給決定を行う際に勘案する「サービス等利用計画案」を作成する。支給決定後、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行い、利用者に関する「サービス等利用計画」を作成する。サービス等利用計画の作成後、一定期間ごとにモニタリングを行い、必要に応じサービス等利用計画の見直し等を行う。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容等

① サービス等利用計画の作成

利用者宅を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保険、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に

係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

- ・ モニタリングにあたっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。
- ③ サービス等利用計画の変更
利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合又は事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。
- ④ 障害者支援施設等への紹介
利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介、その他の便宜の提供を行います。
- ⑤ 虐待の防止
事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的で開催し、又職員に対し研修を定期的実施するなど必要な措置を講じています。
- ⑥ 感染症の予防及びまん延防止
事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的で開催し、又職員に対し研修及び訓練を定期的実施するなど必要な措置を講じています。
- ⑦ 業務継続計画の策定等
事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的実施し、感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じています。
- ⑧ ハラスメントの防止
事業者は、職場や訪問先でのハラスメントの発生又は再発を防止するための指針を整備するとともに、相談・対応体制の整備（当事者の保護を含む。）及びマニュアルを併せて整備し、又研修を実施するなど必要な措置を講じています。

（２）利用料金

① サービス利用料金

指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

② 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービス提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

7. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等に遠慮なくご相談ください。

8. サービス提供の記録等

- (1) 「サービス等利用計画」を作成し、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、利用者の記録や情報を適切に管理し、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間は適正に保存します。利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

9. 個人情報・秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及び家族に関する個人情報、秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- (2) 利用者の個人情報は、利用者のためのサービス等利用計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議等、利用者にサービスを提供している他事業者との連絡調整等において必要最小限の範囲内で使用することとし、他に漏れることのないよう、細心の注意を払います。

10. 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

○公益財団法人横須賀市健康福祉財団 よこすかヘルパーステーション

電 話 046-828-4477

FAX 046-822-7051

受付時間 月～金 8時30分～17時

(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

担 当 者 新倉 仁

(2) 行政機関その他苦情受付機関

横須賀市民生局 福祉こども部 障害福祉課	所在地 電 話 F A X 受付時間	横須賀市小川町11 046-822-9488 046-825-6040 8時30分～17時15分 (月曜日～金曜日 土・日・祝日・年末年始を除く)
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会 事務局	所在地 電 話 F A X 電子メール 受付時間	横浜市神奈川区反町3丁目17-2 神奈川県社会福祉センター内 045-311-8861 045-312-6302 tekisei@knsyk.jp 9時～17時 (月曜日～金曜日 土・日・祝日・年末年始を除く)

11. 事故発生時の対応

- (1) 事故発生の際は、直ちに利用者に対し必要な措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に連絡します。
- (2) サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。

12. 非常災害時

非常災害の際、事業所の滅失や重大な毀損^{きそん}などにより、利用者に対する計画相談支援サービスの提供が不可能になる場合があります。

- (1) 自然災害（地震・津波・台風・大雨・洪水・大雪等）
- (2) 交通災害（道路の破損・工事等）

13. 禁止行為

- (1) 利用者又はその家族などによる次の行為を禁止します。
 - ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
- (2) 上記の行為が認められた場合は、契約書第11条第3項に定める不信行為に当たるものとして、契約を解約することがあります。

14. その他

相談支援専門員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、遠慮させていただきます。